

# さいたま市路上禁煙推進モデル事業に関する協定書

さいたま市（以下「市」という。）と〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）は、さいたま市路上禁煙推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）を協働して実施するにあたり、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、市と協議会が協働し、地域における喫煙マナーの向上及びポイ捨ての防止に関する施策をモデル事業として実施することにより、当該地域の環境美化を促進することを目的とする。

## （路上禁煙推進モデル地区）

第2条 路上喫煙及びポイ捨ての防止を目的として、協議会が主体的に活動する区域を路上禁煙推進モデル地区（以下「モデル地区」という。）として、別紙のとおり定める。

## （協議会の役割）

第3条 協議会は、路上禁煙推進モデル事業活動マニュアルに従い、モデル地区において次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) モデル地区内の清掃活動
- (2) 収集したごみの適正処理
- (3) モデル地区内の路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する啓発活動

## （市の役割）

第4条 市は、協議会の活動について、連携協力し、必要に応じて次に掲げる支援を行う。

- (1) 啓発用看板及びゴミ袋の支給
- (2) 清掃用具及び制服等の貸与
- (3) 全国市長会の市民総合賠償補償保険への加入
- (4) 公示及び路上禁煙推進モデル地区表示看板の設置
- (5) 市のホームページ等を活用した広報

## （活動中の安全及び事故報告）

第5条 協議会は、第3条の活動を行うにあたっては、法令を守り、自己の責任と判断において活動を行い、けが等をしないよう安全管理に十分注意する。

2 活動中のけが及び事故に対して、市はその責任を負わない。ただし、市が加入している全国市長会の市民総合賠償補償保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行うものとする。

3 協議会の代表者は、活動中に事故等が起こったときは、速やかに資源循環政策課に連絡するとともに、事故発生報告書を提出するものとする。

(活動計画書等)

第6条 協議会の代表者は、当該年度の活動計画書を活動日前までに市に提出すること。

2 協議会の代表者は、当該年度の活動実績報告書を翌年度の4月末日までに市に提出すること。

(協定書の変更)

第7条 本協定書の内容変更については、当該変更内容につき協議会と市が協議のうえ、別途、変更のための協定を書面により締結することによってのみこれを行うことができる。

(協定の期間及び解除)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 市は、協議会が協定書の各条に規定する事項を履行できないとき又は活動内容がふさわしくないときと認められるときは、協定を解除することができる。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協議会と市が協議のうえ、決定する。

この協定の成立を証するため、本書を2部作成し、協議会と市長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(活動団体)

代表者氏名

(さいたま市) 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市長 清水 勇人